

## 「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福井県指定 第 1870103106 号)

当事業所はご契約者に対して、指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

(令和 6 年 8 月 1 日改訂)

### 1. 事業者

- (1) 法人 社会福祉法人 町屋福祉会
- (2) 法人所在地 福井県福井市松本 1 丁目 3 6 番 1 5 号
- (3) 電話番号 0776—26—6280
- (4) 代表者氏名 理事長 石田 次 男
- (5) 設立年月 昭和 47 年 10 月 16 日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
- (2) 事業所の目的 平成 26 年 7 月 1 日指定 福井県 1870103106 号  
利用者の社会的孤独感の解消、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター すずらん
- (4) 事業所の所在地 福井県福井市西開発 3 丁目 306 番地
- (5) 電話番号 0776—52—0039
- (6) 事業所長氏名 管理者 松田 勝
- (7) 当事業所の運営方針 事業所の職員は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月日 平成 26 年 7 月 1 日
- (9) 利用定員 40 名

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 福井市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土
受付時間	午前 9 時～午後 4 時
サービス提供時間	午前 9 時～午後 4 時

尚、希望により午前 8 時から午前 9 時及び午後 4 時から午後 6 時までの時間延長サービスを実施する。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供をする職員として、以下の職種の

職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数
1. 事業所長	1名（兼務）
2. 介護職員	6名
3. 生活相談員	2名（1名兼務）
4. 看護職員	2名（1名兼務）
5. 機能訓練指導員	1名（兼務）
6. 調理員	3（委託）

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 日中：8：30～17：30 3名以上 （他、半日勤務等の勤務体系あり）
2. 看護職員	日中：8：30～17：30 1名以上

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〈介護保険の給付の対象となるサービス〉

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

☆ 選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、通所介護サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆ 共通的服务

- ・ 契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事

- ・ 食事の準備・介助を行います。  
（食事時間） 12：00～13：00

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆ 選択的サービス

①運動器機能訓練

- ・ 作業療法士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

〈サービスの利用頻度〉

☆ 利用する曜日や内容等については、通所介護サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、通所介護サービス計画に定めます。

☆ ただし、契約者の状態の変化、通所介護サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：通常は1割負担）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※ ご契約者の所得等に応じて、2割負担・3割負担になる場合があります。

☆利用者負担（1割）の算出方法

1ヶ月のサービス合計単位数 × ※地域区分算定割合（1円未満切り捨て） = A円

A円 - (A円 × 0.9 (1円未満切り捨て)) = B円 (利用者負担額)

※福井市の地域区分により、1単位数=10.14円で計算します。

## I. 要介護度別基本サービス単位数（通常規模 通所介護費）

サービス時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	370	423	479	533	588
4時間以上5時間未満	388	444	502	560	617
5時間以上6時間未満	570	673	777	880	984
6時間以上7時間未満	584	689	796	901	1008
7時間以上8時間未満	658	777	900	1023	1148
8時間以上9時間未満	669	791	915	1041	1168

※2時間以上3時間未満のサービスについては、心身の状況から長時間のサービス利用が困難な方である等、利用者側のやむを得ない事情がある場合にのみ提供します。

※延長サービスに関しては、ご利用者の状態を検討の上ご相談させていただきます。

## II. 加算

☆サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位数/回	・以下のいずれかに該当 ① 介護福祉士70%以上 ② 勤続10年以上の介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位数/回	・介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位数/回	・以下のいずれかに該当 ① 介護福祉士40%以上 ② 勤続7年以上の職員30%以上

☆介護職員等処遇改善加算（通所介護）

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(9.2%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率(9.0%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数にサービス別加算率(8.0%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数にサービス別加算率(6.4%)を乗じた単位

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

## ☆入浴介助加算

入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位／回	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有し、入浴介助を行う。
入浴介助加算（Ⅱ）	55 単位／回	上記の要件に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価している。機能訓練指導員等が医師等と連携して個別の入浴計画を作成している。</li> <li>・ 入浴計画に基づき、利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行う。</li> </ul>

## ☆個別機能訓練加算（※但し、毎週土曜日に関しては、個別機能訓練は実施していません）

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位／回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。（配置時間の定めなし）</li> <li>・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。</li> <li>・ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</li> </ul>
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位／回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の条件の機能訓練指導員の配置に関し、サービス提供時間帯通じて配置している。</li> </ul>
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位／回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている。</li> </ul>

※個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は合わせて算定可能。

## ☆認知症加算

認知症加算	60 単位／回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定基準で配置すべき看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保している事。</li> <li>・ 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数の内、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること</li> <li>・ 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる認知症実践者研修等を終了したものを 1 名以上配置している事。</li> </ul>
-------	---------	--

## ☆中重度ケア体制加算

中重度者ケア体制加算	45 単位／回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定基準で配置すべき看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保している事</li> <li>・ 前年度又は算定日が属する月の前 3 月分の利用者の総数の内、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</li> <li>・ 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を 1 名以上配置している事</li> </ul>
------------	---------	--

☆同一建物に居住している場合又は同一建物から通う場合の減算

減算単位（1日）	①-94 単位/回	同一建物に居住している場合又は同一施設で宿泊した場合で、当事業所を利用した場合に減算します。（宿泊の場合、減算されるのは翌日の通所介護利用分が対象となります。）
減算単位（片道）	②-47 単位/回	送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算を行う。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記、食事の提供にかかる費用を参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

6. 介護保険の給付対象とならないサービス（\*契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：朝食 360 円 昼食 710 円 夕食 610 円 おやつ 100 円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

ノート・ケース代：各 100 円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

7. 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定の預金口座振替依頼書により自動引落し 福井ネット（株）

イ. 直接現金払いとする。

8. 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

（1）利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

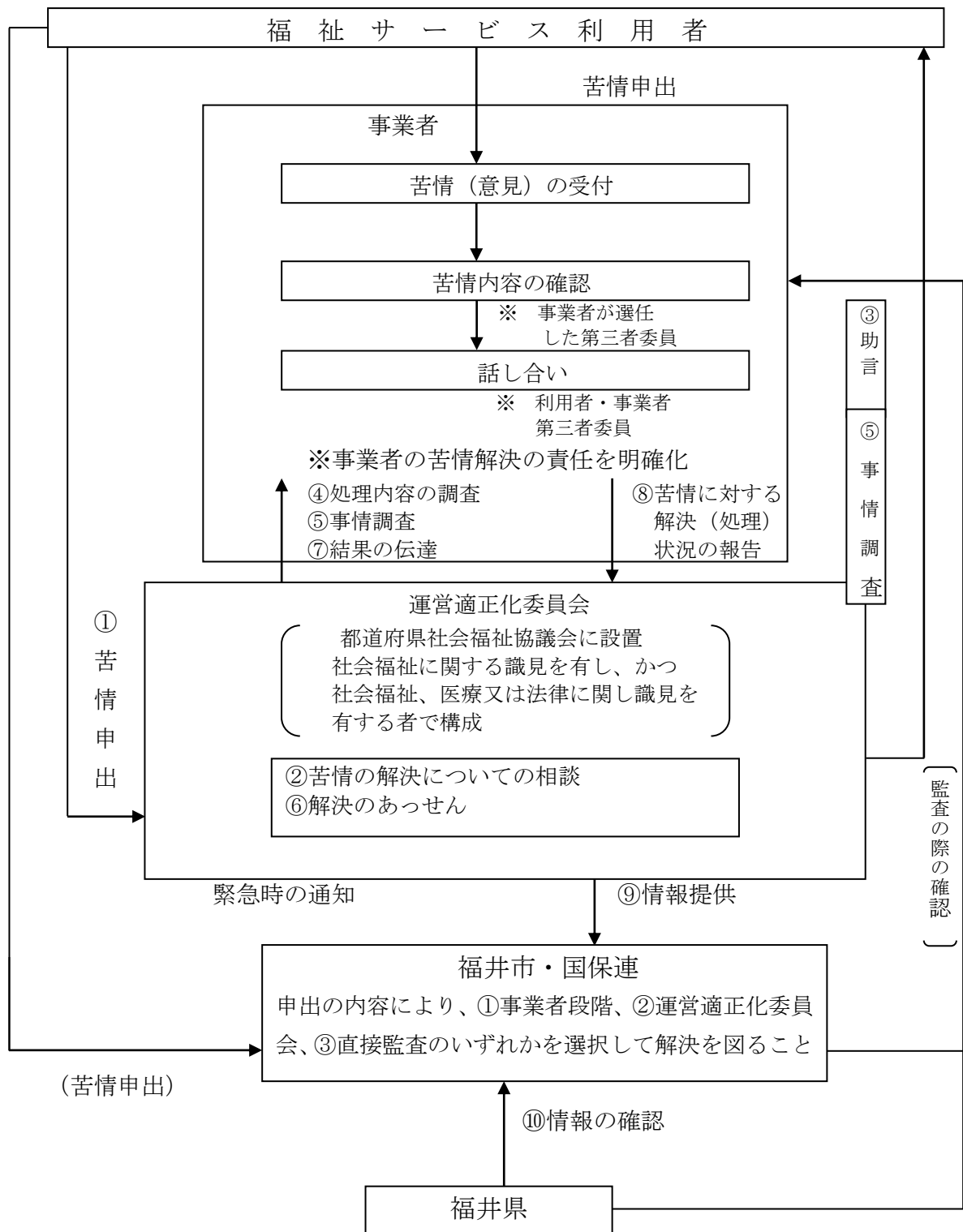
（1）月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、通所介護サービス計画に位置

（2）付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

（3）ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、居宅介護事業者と調整の上、通所介護サービス計画の変更又



## 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



① この重要事項説明書は、福井県条例第 60 号(平成 24 年 12 月 20 日)第 9 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

### 〈重要事項説明書付属文書〉

#### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造           鉄筋コンクリート造    地上 6 階
- (2) 建物の延べ床面積       2968.33 m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境       日当たり良好・騒音小

#### 2. 職員の配置状況

##### 〈配置職員の職種〉

- 介護職員   ・・・   ご契約者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。  
5 名の利用者に対し 1 名以上の介護職員を配置しています。(但し、15 名未満の場合は 1 名の配置とします)
- 生活相談員   ・・・   ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
1 名以上の生活相談員を配置しています。
- 看護職員    ・・・   主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。  
1 名以上の看護職員を配置しています。

#### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」(通所介護計画等)に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第 3 条参照)

① 当事業所の管理者は、各職員に必要な調査等の業務を担当させ、通所介護計画の原案を作成します。

② 説明担当者は通所介護計画等の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

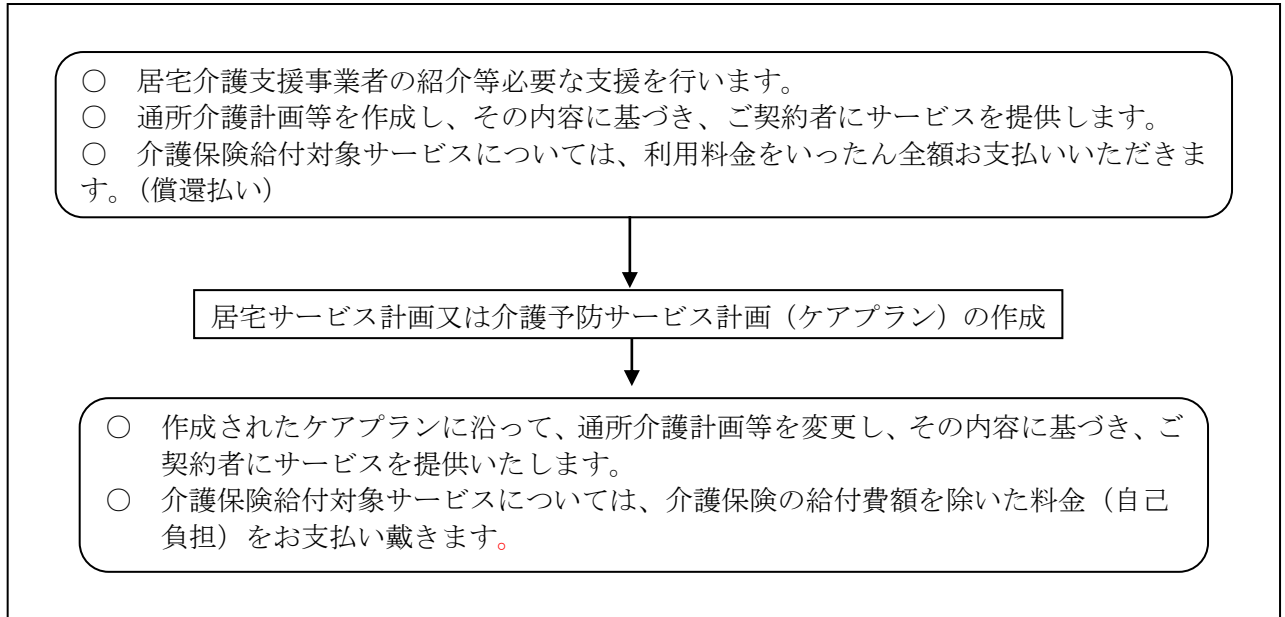
③ 通所介護計画等は、ケアプランが変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して通所介護計画等を変更いたします。

④ 通所介護計画等が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

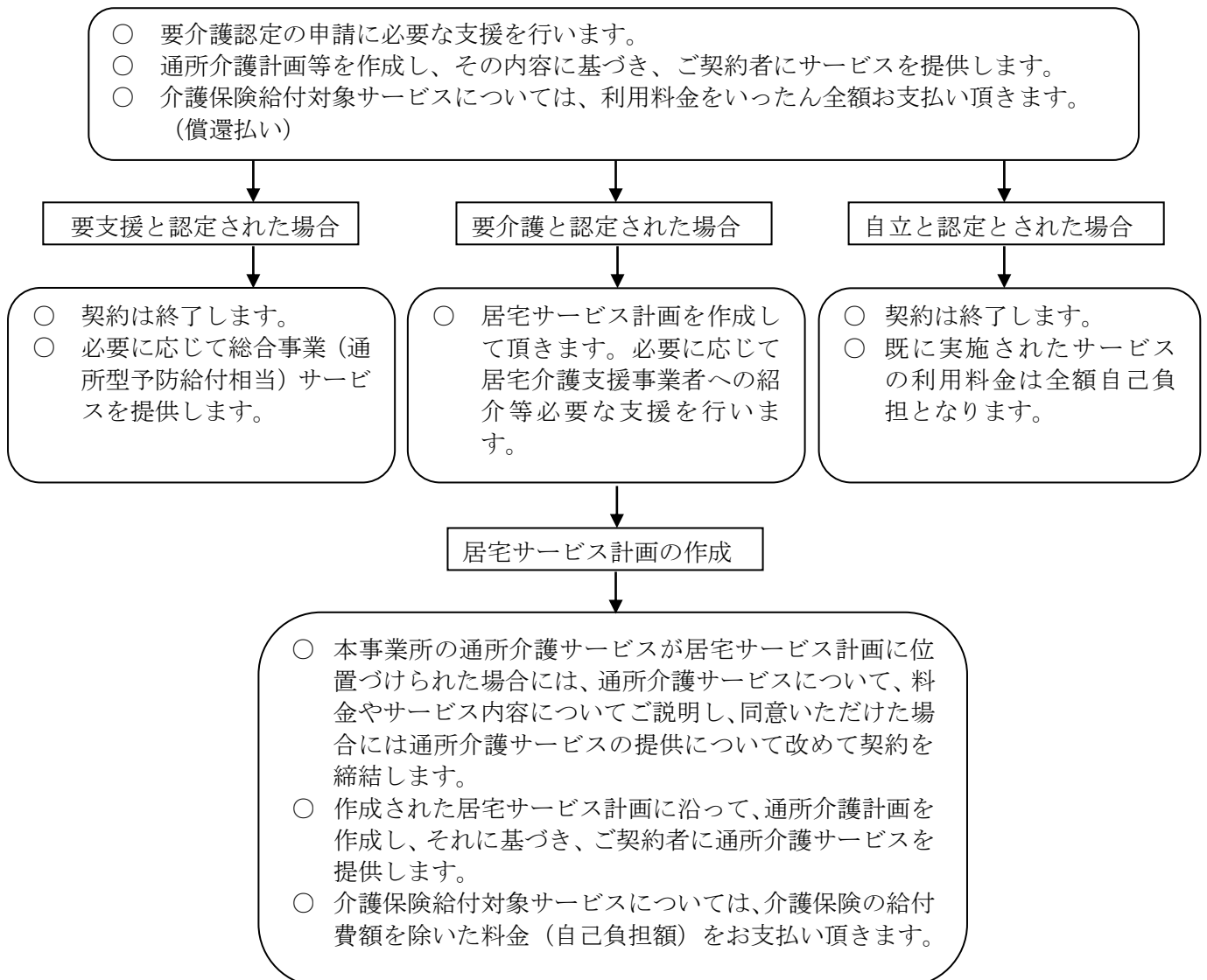


(2) ご契約者に係るケアプランが作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医者又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
  - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

##### (1) 施設、設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ご契約者が故意又は過失で貴重品を持ち込まれ紛失した場合には、当事業所は一切の責任を問いません。

##### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

#### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日間までに契約者から契約終了の申し入れがない場合は、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① ご契約者が亡くなった場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 16 条、第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が介護保険施設等に入所された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。